

V. 図面作成並びに給水装置工事申込

1. 図面作成

申込並びに竣工図書等は次の項目を備えること。

- (1) 図面
 - ① 図面は、付近見取り図、平面図とし、必要により立面図、立体図、詳細図、断面図、構造図及び関連図を作成すること。
 - ② 平面図は、縮尺 1/100 を標準とするが、規模に応じ 1/100 ～ 1/500 の範囲で適宜作成すること。また、縮尺は図面ごとに記入すること。
 - ③ 新設給水管は赤色、既設給水管は黒色、受水槽の 2 次側給水管は青色で描くこと。(表 V-2)
- (2) 図面の記入事項
 - ① 方位 (必ず方位を記入し、原則として北を図面の上方とする。)
 - ② 公私道等の区分
 - ③ 道路 (幅、歩車道の区分、側溝等)
 - ④ 配水管 (撤去管を含む) 等の管種、口径、位置
 - ⑤ 敷地、門、塀、ガレージ、出入口
 - ⑥ 給水対象物の輪郭、玄関、水栓に関係ある間取り
 - ⑦ 給水装置の配管図 (配管経路、口径、管種、延長及び給水栓等)
既設管、新設管共
 - ⑧ 第 1 止水栓 (仕切弁) の、各境界線 (官民、隣地) からの距離
 - ⑨ 受水槽等 (高置水槽含む) が設置される場合は、その位置、構造、寸法、有効容量等
 - ⑩ その他施工上必要な事項
- (3) 給水装置表示記号
図面は次の表示記号を基本とする。

① 管種の表示記号

表V-1

管種	表示記号
ポリエチレン管	PP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP (RR)
硬質塩化ビニル管	VP
架橋ポリエチレン管	PEX, PE-X
ポリブデン管	PB
硬質塩化ビニルライニング鋼管	VLP, SGP-V
ポリエチレン粉体ライニング鋼管	PLP, SGP-P
ステンレス管	SUP, SSP

管種	表示記号
ダクタイル鋳鉄管 (内面粉体ライニング)	DIP (粉体)
ダクタイル鋳鉄管 (内面モルタルライニング)	DIP (モルタル)
鋳鉄管	CIP
石綿セメント管	ACP
配水用ポリエチレン管	PE
銅管	CP
鉛管	LP

② 管種、口径及び管延長の表示方法

HIVP φ20-1.5m

③ 各給水管の表示記号と色分け

表V-2

給水管の種別	表示記号	色分け
新設給水管	—————	赤
既設給水管	—————	黒
受水槽2次側 給水管	—————	青
撤去給水管	//////	撤去記号は赤

配管器材の表示記号

表V-3

名 称	表示記号	摘 要
防護管 (さや管)		名称、口径等の説明も記入
管口径変更		キャップ 又はプラグ 栓
管の立上げ		フランジ 栓
管の立下げ		肘 栓
管種変更部分		
管の交差		
ヘッダー		
一般水栓		品名等も記入
ハンドシャワー付水栓		※ 湯水混合栓は混、又は
散水栓		で表示
止水栓、リングバルブ		スリス、ゲート弁
仕切弁		埋設分岐弁 (φ40・50mm)
逆止弁		名称、口径等も記入
電動弁		
ボールタップ		単式はS、複式はWで表示
差圧式、流入弁		パイロット部に電磁弁を設けた場合 電磁弁
ストレーナー		名称、口径等も記入
定流量弁		減圧弁 1次圧 MPa
流量調整器 (弁)		2次圧 Mpa
メータ (φ40mm以下)		名称、口径等も記入
メータ (φ50mm以上)		名称、口径等も記入
消火栓		名称、口径等も記入
空気弁		名称、口径等も記入

2. 申込み

給水装置工事の申し込みは、給水装置工事申込書(様式第1号)を1部、設計申込書(様式第2号)を2部及びその他関係必要書類を添付して水道事業へ提出すること。(図V-1)

(1) 申込書、設計書等記載について

所定の用紙に記入する場合は、文字は楷書で、数字はアラビア文字を使用すること。

- ① 氏名にはフリガナをつけること。
- ② 申込者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者名を明記すること。押印については、代表する権利を持つ者の印鑑とすること。また、添付する書類についても、所定の権利を行使できる者の印鑑を使用すること。
- ③ 市配水管以外からの給水管分岐使用については、所有者からの給水装置分岐承諾書(様式第6号)を提出すること。
- ④ 申込者(所有者)所有地以外の私有地等に、給水管を布設する場合は、所有者等からの土地使用(通過)承諾書(様式第7号)を提出すること。

上記以外の公有地等についても、別途に所有権者又は、管理権者の承諾書又は許可書等を得ること。

- ⑤ 指定の用紙に作図できない場合、例えば、複数の給水装置工事や給水主管工事等で、文字や数字及び記号等が小さくなり不明確になるときは、別紙図を使用すること。ただし、用紙の大きさはA4サイズ以上とする。
- ⑥ 施工する指定工事業者名及び担当する主任技術者名を記入すること。
- ⑦ 給水装置工事申込書の記載内容を申込者(所有者)に説明し、確認を得た上で捺印してもらうこと。
- ⑧ 市納金については、工事着工又は納入期限の早い方の日までに納付するものとする。ただし、開発等の場合には、申込手続きより前に分担金を請求する場合がある。

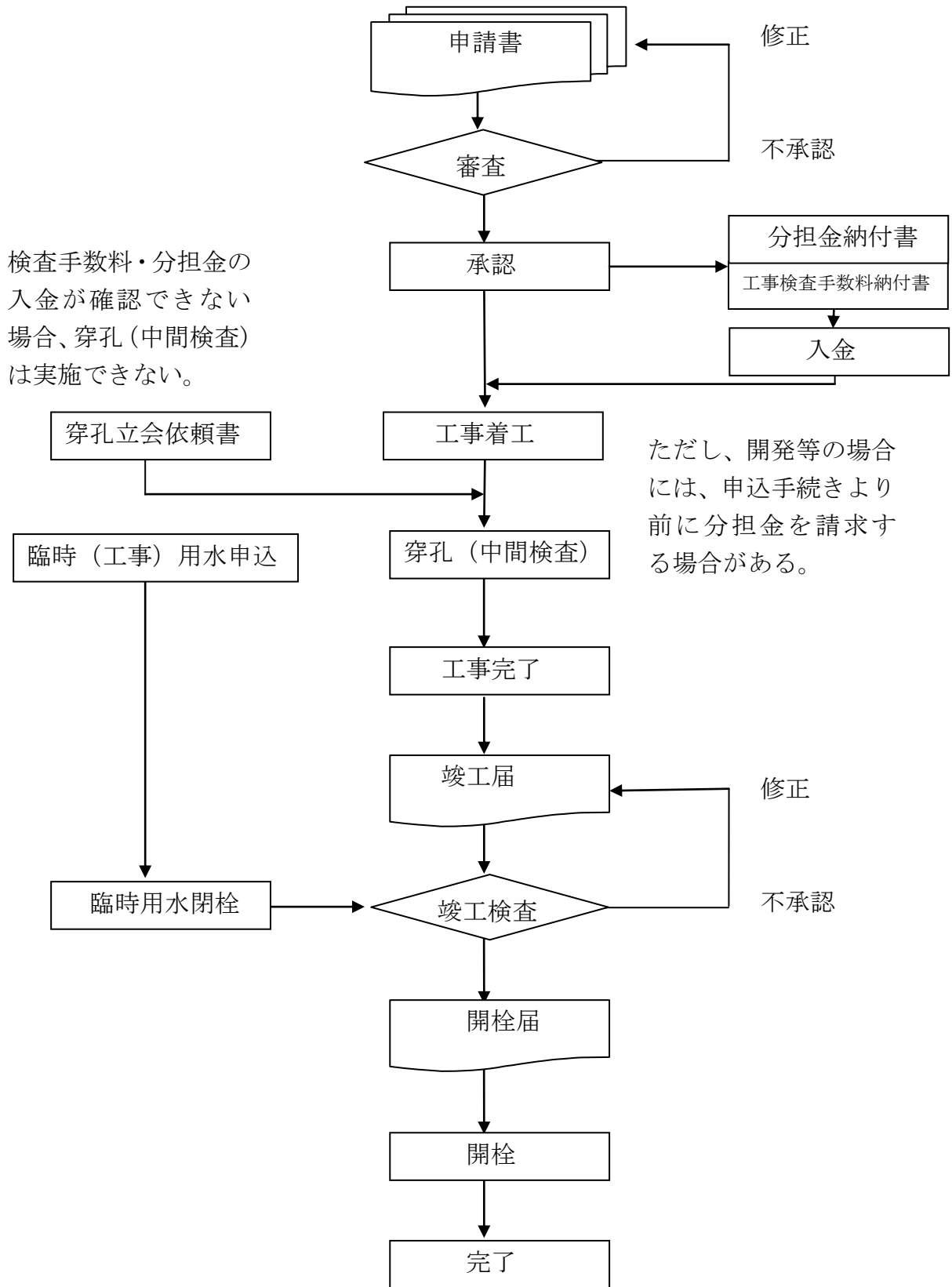
- ・ 工事検査手数料
- ・ 分担金

なお、金額についてはP.51(VI.市納金等関係)を参照すること。

- ⑨ 公共下水道使用に伴う各戸排水設備工事等で、水道事業の認める軽微な給水工事(水栓トイレ用ロータンク1栓追加等)の場合は、排水設備工事平面図(写しでも可)に追加箇所(口径、管種、延長等)を赤記入(図面の空白箇所に申込人、施工指定工事業者名及び主任技術者名を必ず記入)し水道事業へ提出すること。
- ⑩ 共同所有者の有無について、十分確認すること。

[図V-1]

給水装置工事申請手続き



(2) 関係書類等

- ① 既設引き込み管使用承認願い（様式第3号）
既設引き込み管を使用する給水対象物は、願い書を提出すること。
- ② 誓約書（水量、水圧低下承知書）（様式第4号）
3階以上直結式給水、地勢、既設給水管分岐使用等により水量、水圧不足が予想される給水対象物は、誓約書を提出すること。
- ③ 誓約書（管理区分）（様式第5号）
メータの設置場所が水道事業の規定する第1止水栓から5mを超え、将来の維持管理区分を明確にする必要があると水道事業が判断した場合、誓約書を提出すること。
- ④ P.54資料の様式集に該当する承諾書、申請書等
- ⑤ その他、水道事業が指示する書類

3. 設計審査

設計審査は、給水装置工事の適正施工を確保するために、管理者が給水工事申込者より事前に当該工事の設計図（給水装置工事申込書）等を提出させ、設置しようとする給水装置の構造、材質、施工方法等が水道事業の基準に適合しているかを確認するものである。

(1) 審査項目

- ① 所要水量を満たし得るよう、管の口径その他の規模が適正に設計されているか。
- ② 所要水量、使用形態からみて給水方式が適切か。
- ③ 分岐位置、分岐方法、分岐口径等が適正であるか。
- ④ メータは適正計量し得る口径であるか。
- ⑤ メータの設置数は適切か。
- ⑥ メータ及び止水栓の位置は点検、取替作業等に支障を及ぼさない場所であるか。
- ⑦ 使用材料は厚生省令及び、厚生労働省令で定められた基準に適合するもので、かつ、使用目的や設置環境に適したものであるか。
- ⑧ 水質汚染、逆流、ウォーターハンマが生じないものであるか。
※ 器具類、水栓類及びシステム
- ⑨ 水を受けたり入れたりするものに給水する場合は適切な逆流防止措置が講じられているか。
- ⑩ 停滞水の生じるおそれがないか。
- ⑪ 管種、配管位置、管の防護等は適切か。
- ⑫ 仕切弁等の設置数、設置位置等は適切か。
- ⑬ 利害関係人の承諾（同意）書等が添付しているか。
- ⑭ 給水対象物の規模、用途等の確認のため建築確認通知書、開発許可、覚書等の写しが添付されているか。

- ⑮ 記載事項等に誤り又は不備がないか。
- ⑯ その他、必要と認める審査。

4. 道路占用許可申請

給水装置工事において、道路を掘削し給水管を埋設（占用）しようとするときは、あらかじめ道路管理者及び河内長野警察署長に許可を得なければならない。許可証（又は許可証の写し）は工事期間中常に携帯し、許可条件等を遵守すること。なお、その申請方法については、次のとおりとする。

(1) 国・府道に給水管を布設する場合 P. 45（図V-2）

国・府道の場合は、道路占用許可及び道路使用許可の申請は、給水装置工事の申込者の依頼に基づき水道事業が手続きを行うので、下記の書類を提出すること。なお、大阪府の手続きが個人申請に変更された場合は、申込者が全てこれを行うこと。

- ・国・府道占用許可申請依頼書兼誓約書（1部）（様式第8号）
- ・位置図・平面図・縦断面図・横断面図・交通安全対策図・本復旧図（各6部）
- ・道路法34条に基づく道路占用関係者の協議書（コピー含め6部）（様式第9号）
- ・着工前道路部写真（縦方向、横方向各1枚以上）（各6枚）

申請後、許可がおり次第許可証の写しを発行する。

(2) 市道に給水管を布設する場合 P. 46（図V-3）

市道（市管理道路含む）の場合は、許可の申請は申込者又は指定工事業者が直接行うこととするが、申請に当たっては水道事業発行の給水管工事施工承認書が必要となるので、あらかじめ水道事業に下記の書類を提出すること。

- ・市道給水管工事施工承認申請書（1部）（様式第10号）
- ・位置図・平面図・断面図・横断面図（各1部）

水道事業が給水管工事施工承認書を発行（申込から1週間以内）するので、道路占用許可申請書に添付の上、市道路管理担当課へ提出すること。市道路管理担当課の指示に従い手続きを行い、道路占用許可書を受け取ること。

ただし、縦断にいれる給水主管を水道事業に移管する場合、水道事業が許可申請を行うので、給水装置工事申請書と同時に市道路占用許可申請依頼書兼誓約書（様式第11号）・許可申請書類・移管書類を提出すること。

- (3) 法定外公共物占用（里道、水路等）に給水管を布設する場合 P. 47（図 V-4）

里道、水路等の場合は、許可の申請は申込者又は指定工事業者が直接行うこと。申請に当たっては水道事業と市里道水路担当課へ事前協議を行い、水道事業へ給水装置工事申込・市里道水路担当課へ占用許可申請をそれぞれ行うこと。車の通行のある里道、水路については河内長野警察署と協議の上、許可が必要な場合はその指示に従うこと。

給水装置工事申込の際には、次の書類を水道事業に提出すること。

- ・市里道水路担当課に提出した関係人同意書（里道：地区会長、水路：水利委員会（組合）の写し又は水道事業が指定する同意書（様式第 12・13号）のどちらかを提出すること。
- ・位置図・平面図・縦断面図・横断面図（各 1 部）

- (4) 私有地（私道）に給水管を布設する場合 P. 48（図 V-5）

利害関係人の土地使用（通過）承諾書を給水装置工事申込書に添付の上申込み、水道事業が承認すれば施工できるが、車の通行のある私道については河内長野警察署と協議の上、許可が必要な場合はその指示に従うこと。

- (5) 河川敷に給水管を布設する場合は別途に河川敷の管理者と協議すること。

5. 穿孔立会

分岐工事の日時が決まれば、事前に分担金等の市納金の入金を確認した上で、工事の 1 週間以上前に水道事業に給水装置工事（穿孔）立会依頼書（様式第 14号）を提出すること。

当日掘削が完了した時点で水道事業に連絡し、穿孔の準備を行い待機すること。

立会では、分岐使用材料が水道事業指定材料であるか及び掘削状況、配管の施行が適切であるか等の確認を行う。

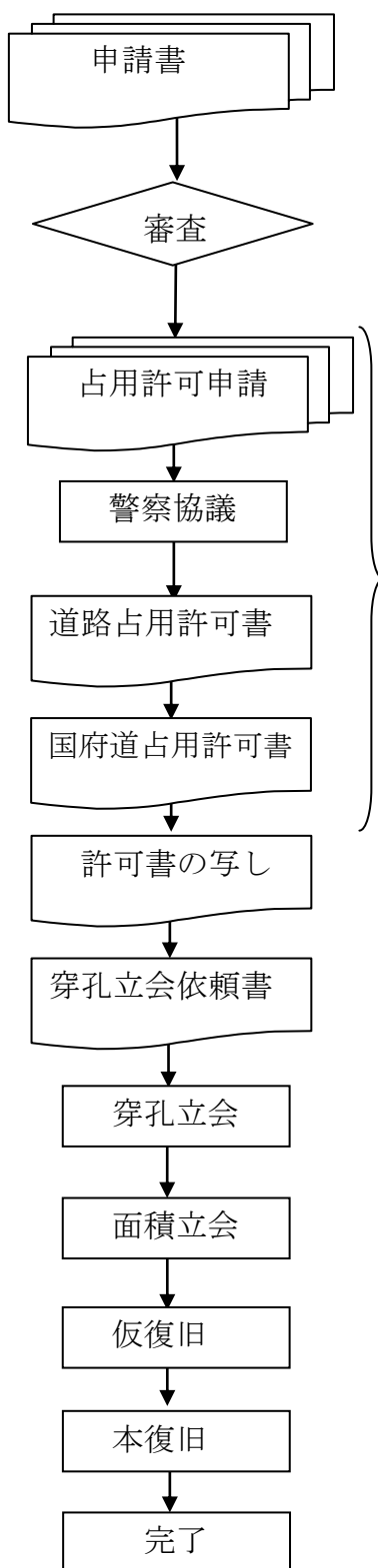
雨天等により工事日が変更になった場合は、速やかに水道事業に連絡すること。

なお、水道事業において立会の必要がないと判断するものにあつては、この限りでないものとする。この場合には、水道事業は写真等の必要書類の提出を求めることができる。

給水管分岐工事手続き（必ず給水装置工事申込書提出後、申請すること）

[図V-2]

① 国・府道 <許可申請手続きは水道事業が行うが、申請に必要な書類等は申込者、又は指定工事業者が用意する> (水道事業へ申請) 【給水装置工事申込書が提出されていること】



- ・国・府道路占用許可申請依頼書兼誓約書 1部
- ・位置図・平面図・縦断面図・横断面図・交通安全対策図・本復旧図 各6部
- ・着工前写真 縦・横方向1枚以上 各6枚
- ・道路法第34条に基づく道路占用関係者の協議書 コピー含め6部

<水道事業にて富田林土木事務所へ申請>
約3～4週間

・国・府道占用許可書及び道路使用許可書の写し発行

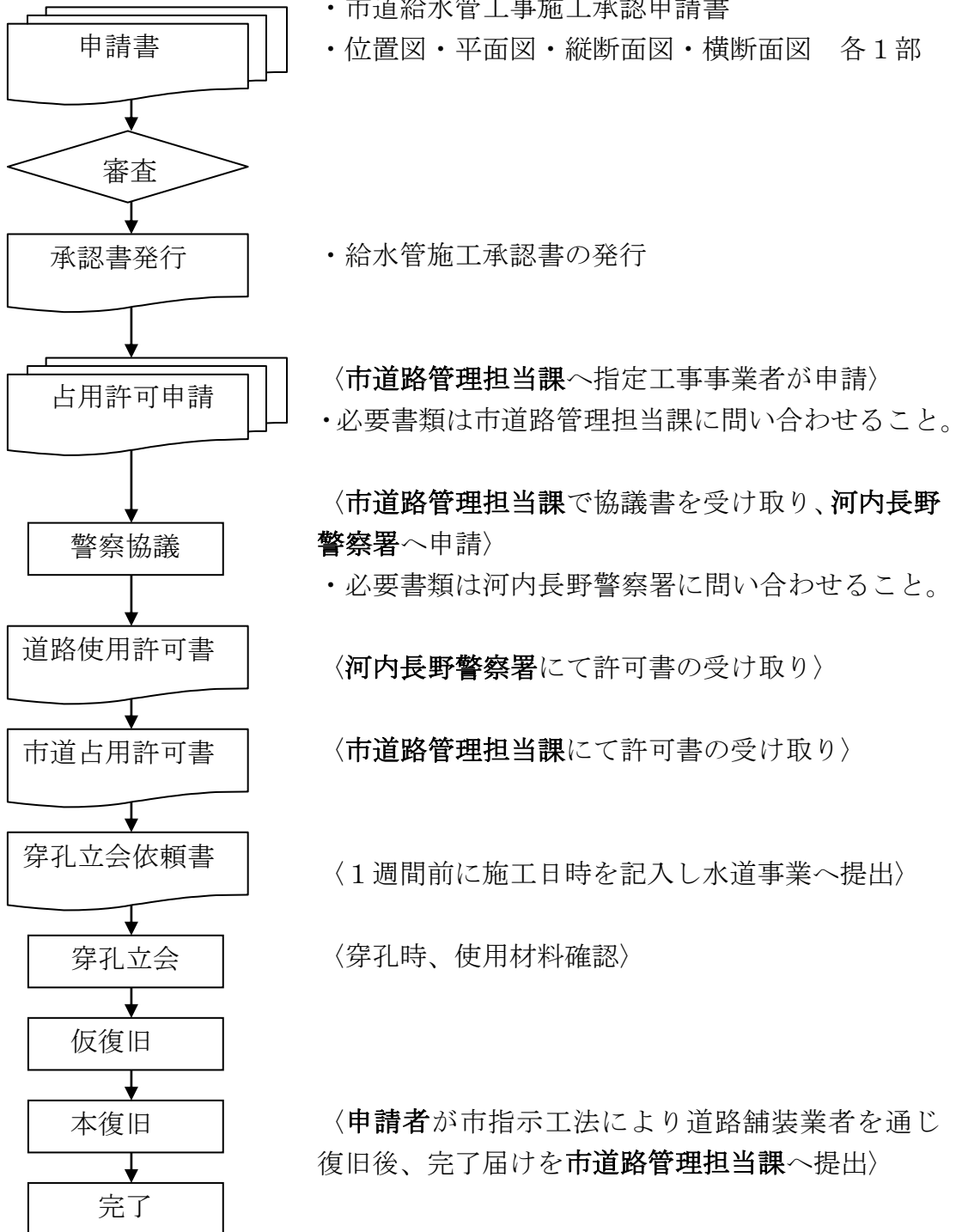
<1週間前に施工日時を記入し水道事業へ提出>

<穿孔時、使用材料確認>

<申請者が府指定工法により道路舗装業者を通じ復旧後、復旧写真を水道事業へ提出>

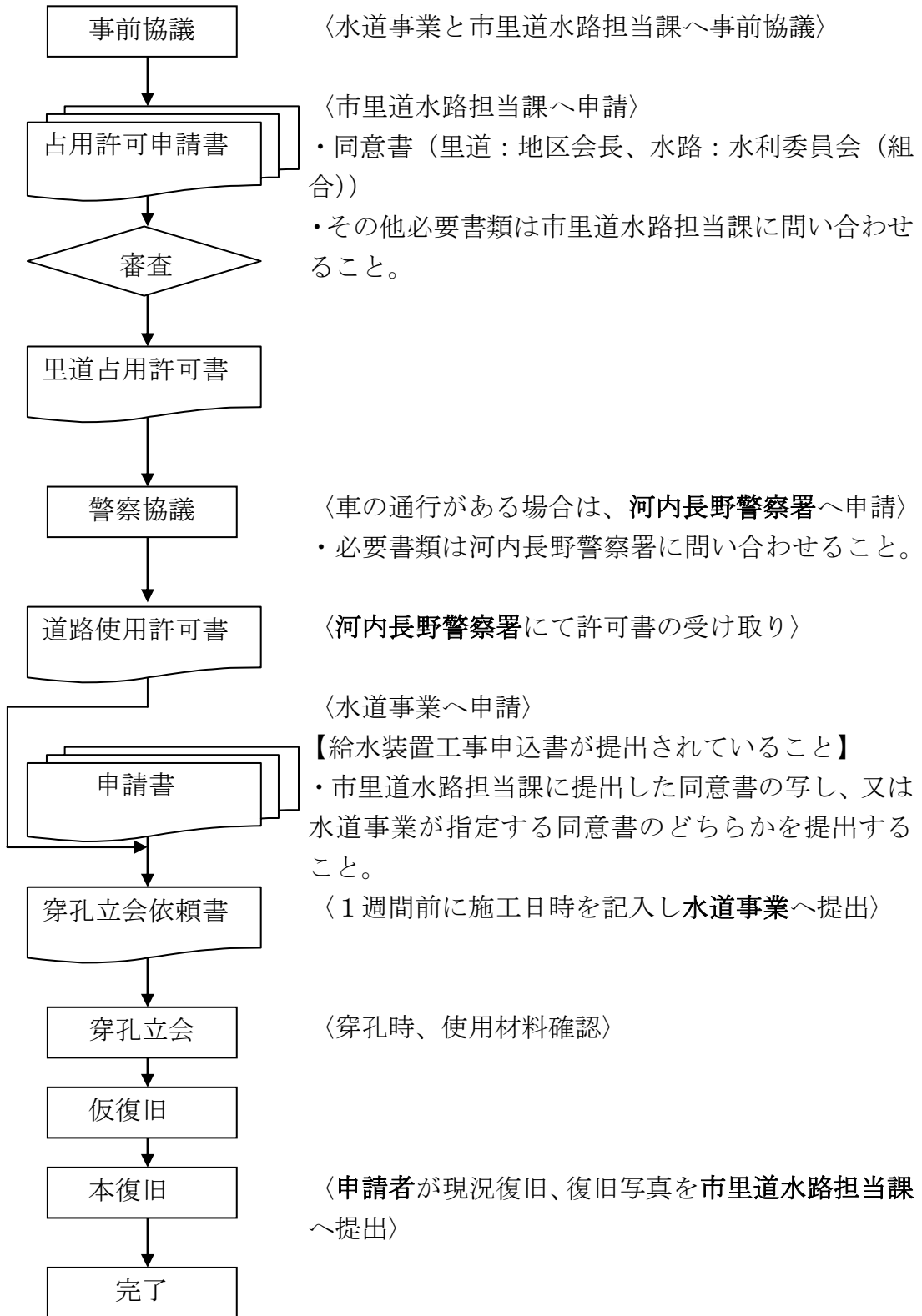
[図V-3]

② 市道 <許可申請手続きは申込者、又は指定工事業者が行う。ただし、縦断にいれる給水主管を、水道事業に移管する場合、水道事業が許可申請を行うので市道路占用許可申請依頼書兼誓約書・許可申請書類・移管書類を提出すること。> <水道事業へ申請>【給水装置工事申込書が提出されていること】



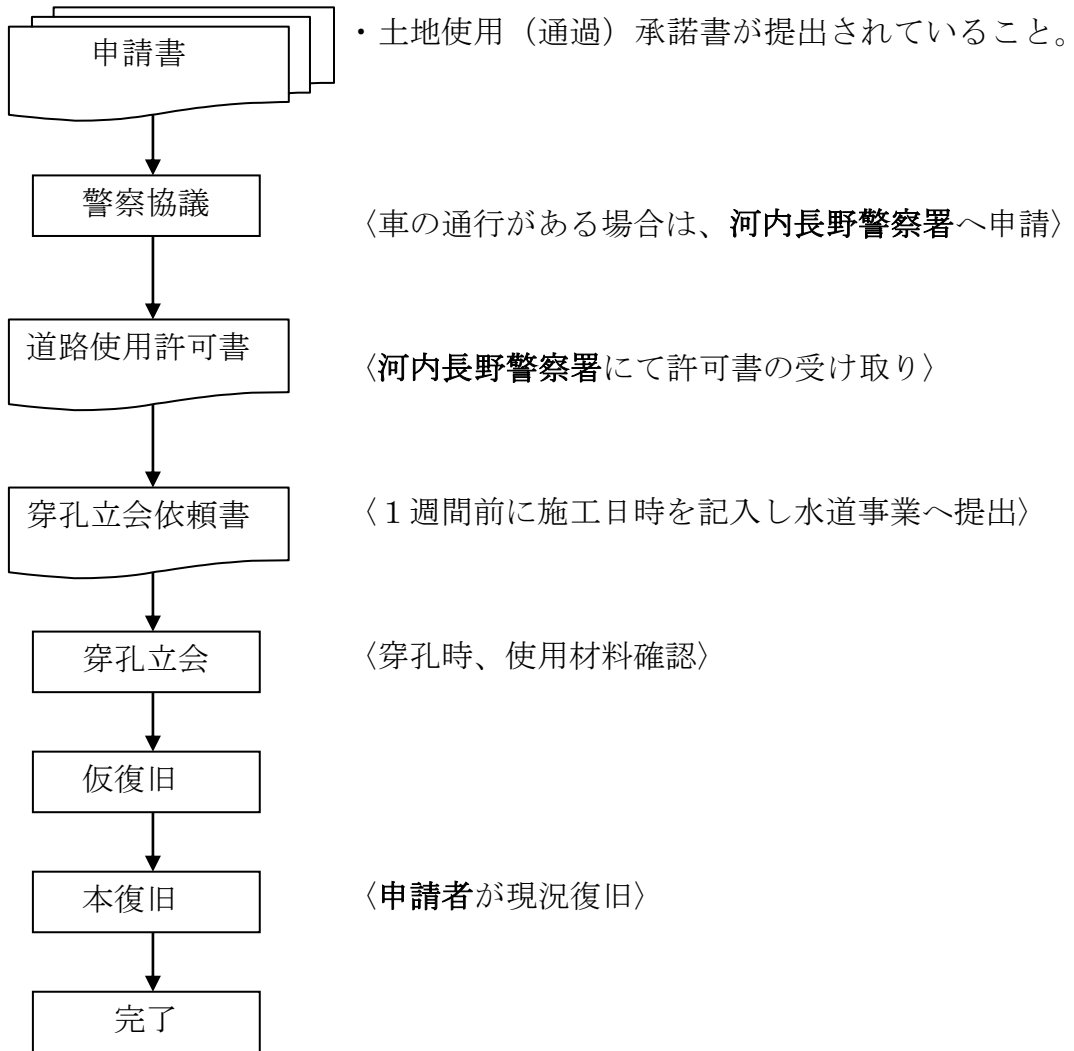
[図V-4]

③ 里道・水路 <許可申請手続きはすべて申込者、又は指定工事業者が行う>



[図V-5]

④ 私道 <許可申請手続きはすべて申込者、又は指定工事業者が行う
> <水道事業へ申請>【給水装置工事申込書が提出されていること】



6. 竣工申込及び竣工検査

給水条例に規定する検査の目的は、給水契約を締結するに際しての必要な適合装置であることの確認を水道事業が行うことであり、下記に掲げる事項について行う。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(1) 竣工申込

- ① 給水分担金、工事検査手数料、その他必要な市納金を穿孔等の工事着工までに納入していること。
- ② 給水装置工事竣工時には、竣工申込書（様式第2号）を提出し、水道事業の検査を受け、手直し（竣工図の訂正、修正含む）箇所がある場合は、すみやかに手直しをして再提出し、検査を受けること。
記載方法は、P.37（V. 1. 図面作成）の項によるところとする。
- ③ 竣工申込書は、水道事業保管用及び指定工事業者返却用として複写（カラー）を含め2部水道事業に提出すること。
また、指定工事業者は、申込者にも維持管理用等として図面等の複写を渡しておくこと。
- ④ 主任技術者は、工事竣工時において先に自主検査を行い、その結果を基に手直しを行った上で、水道事業に竣工検査の申し込みを行うこと。
- ⑤ 給水方式が3・4階直結式の場合は、「増圧式及び3・4階直結式に関する基本書」P.20（V. 1. 提出書類）に掲げる書類も併せて提出すること。
- ⑥ 給水方式が受水槽式の場合は、「受水槽式に関する基本書」P.19（V. 1. 提出書類）に掲げる書類も併せて提出すること。

(2) 竣工検査

- ① 竣工検査時は、担当した主任技術者が立会いを行うものとする。
- ② 検査項目は下記に掲げる事項とする。
 - (a) 給水管の管種、口径、延長、メータ及び止水栓等の位置について竣工申込書との照合
 - (b) 分岐箇所、接続箇所及び屈曲箇所等の施工状況
 - (c) 耐圧の確認（水圧試験）1.0MPaで10分
 - (d) 水質確認
 - (e) 公道部を含む掘削跡の本復旧が完了しているか
 - (f) 主に直結式でのブースターポンプの動作及び機能試験並びに「増圧式及び3・4階直結式に関する基本書」に記載されている内容
 - (g) 主に受水槽式での流入弁動作及び機能試験並びに流量調整器等における、調整流量の確認等「受水槽式に関する基本書」に記載されている内容

- (h) その他管理者が定める事項

7. 水道使用開始届

竣工後、水道の使用を開始しようとするときは、「上下水道開始申請書」(様式第15号)に水道使用者名、給水装置所在地、使用開始日等必要事項を記入の上、水道事業へ申込者又は、指定工事業者が申し込むこと。

使用開始にあたっては、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ① 竣工検査を受け、検査に合格していること。
- ② メータは、指定工事業者又は水道事業が取り付けるものとする。
なお、すでに臨時用メータが取り付けられており、メータの取り替えを必要としない場合は、その指示数を検針し開始するものとする。

8. 材料支給

申込者が、公道敷に布設する給水主管において、水道事業が認めた場合、配管材料等を支給する場合がある。

公道に消火栓が設置された給水主管及び水道事業に管材支給を受けた給水主管は必ず移管すること。

9. 移管

公道敷に給水装置として布設されたφ50以上の給水主管(各戸引込管を除く)については、全て水道事業に移管するものとし、次の書類を提出すること。

- ① 水道施設移管申請書(「水道施設基準書」様式第54号)
- ② 平面図・必要に応じ詳細図、断面図、構造図
- ③ 配管工事内訳明細書